

令和6年度北海道戦没者追悼式特設台等会場設営委託業務処理要領

1 目的

この要領は北海道（以下「委託者」という。）が、受託者に委託する北海道戦没者追悼式特設台等会場設営業務（以下「委託業務」という。）の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

(1) 概要

道では、さきの大戦における北海道関係戦没者に対し、全道民が追悼の誠を捧げ、平和への誓いを新たにするため、昭和39年から北海道戦没者追悼式（以下「式典」という。）を実施している。令和6年度の式典を実施するため、式典実施に必要な特設台等の整備を行う。

(2) 式典の実施日時及び場所

ア 日時 令和6年（2024年）7月31日（水） 11:53～13:00（予定）

イ 場所 北海道立真駒内公園屋内競技場（札幌市南区真駒内公園1-1）（以下「式典会場」という。）

(3) 委託業務の内容及び実施日時、場所

ア 式典会場のメインアリーナ（以下「メインアリーナ」という。）内の舞台に設置する特設台、登台、菊花帯の作製及び設置（別紙2のとおり）

(ア) 日時 令和6年7月30日（火） 8:30～17:30

(イ) 場所 メインアリーナ内

イ 式典会場の飾り付け

(ア) 日時 令和6年7月30日（火） 8:30～17:30

(イ) 場所 式典会場及びメインアリーナ内

ウ 式典終了後の特設台等の撤去及び式典会場の現状復旧

(ア) 日時 令和6年7月31日（水） 13:20～17:00

(イ) 場所 式典会場及びメインアリーナ内

3 業務の処理方法

(1) 共通事項

ア 委託業務の実施にあたっては、契約書第5条の業務担当員（以下「業務担当員」という。）の指示に従うとともに、道が別に委託する「北海道戦没者追悼式会場整備業務」を受託する事業者（以下「会場整備事業者」という。）と適切に連絡調整を行いながら実施すること。

イ 委託業務に使用する資材は、品質の良い最適なものを使用すること。また、消耗品等が必要な場合は、円滑に供給を行うこと。

ウ 委託業務により作成する成果品は、正常な品質及び安全性を確保すること。また、業務担当員が指示する場合は、式典の実施に支障が無いよう速やかに点検や補正等を行うとともに、その結果を業務担当員に報告すること。

エ 委託業務による設営及び撤去においては、式典会場内に固定用の資材（釘、ねじ、針金、画鋸など）が残置されることがないように、作業時の養生や飛散防止対策を十分に行うこと。

オ (2)～(10)の各作業終了時には、現地において業務担当員の確認を受けること。また、各作業時及び作業終了後は写真撮影等を行い記録し、実績報告書に添付して提出すること。

(2) 特設台

ア メインアリーナに会場整備事業者が配置する舞台（幅 19.2m×奥行 9.6m×高さ 0.6m）の上に、特設台（幅 4.5m、奥行 3.6m、高さ 0.1m）を 1 台作製し設置する。

イ 特設台は、垂木により組んだ枠上にラワン合板を固定したものとし、その表面を白布で一様に覆う。白布は防災仕様のものを使用する。

(3) 標柱の台

ア 特設台と標柱との間に設置する標柱の台（幅 2.4m、奥行 1.8m、高さ 0.5m）を 1 台作製し設置する。

イ 標柱の台には、標柱（木製／幅 0.45m、奥行 0.45m、高さ 3.15m）と台座（木製／幅 1.6m、奥行 1.2m、高さ 0.45m）を載せるため、標柱と台座の重量(150 kg程度)に耐え、転倒等が起きない構造とする。

ウ 標柱の台の表面を、白布で一様に覆う。白布は防災仕様のものを使用する。

(4) 登台（スロープ）

ア メインアリーナの床面から舞台への登台（幅 4.5m、奥行 9.9m、高さ（舞台側のみ）0.6m）を 1 台作製する。

イ 登台は、垂木により組んだ枠上にラワン合板を固定する。なお、登台は同時に成人が 20 名程度、総数で最大 850 名程度が歩行するため、必要な強度のある構造とする。

ウ 登台の左右に手摺り（高さ 0.75m程度）を設置する。

エ 登台上に特設台に続く白カーペット（幅 4.5m、長さ 12.5m）を設置する。カーペットは防災仕様のもので、且つ式典の参列者に高齢者が多いことから、滑りにくい材質のものを使用し、躓きの原因となるずれや歪み等が生じないように確実に設置する。

オ 登台の側面は白布で一様に覆う。白布は防災仕様のものを使用する。

(5) 階段

ア メインアリーナの床面から舞台への階段（幅 2.0m、奥行 2.0m、最上段までの高さ 0.6m）を 1 台作製する。

イ 階段の左右に手摺り（高さ 0.85m程度）を取り付ける。

ウ 階段は底面、背面以外の面を白色に塗装する。

(6) 緑葉帯、菊花帯及び土台

ア 緑葉帯及び菊花帯の底部として土台（高さ 30 cm）を作製し、舞台上の特設台の後方に設置する。土台には、差し込み用ラス網を設置し、緑葉枝を一様に張り付ける。

イ 土台の上部に緑葉帯（高さ 1.6m、横幅 13m、厚さ 0.35m）を 1 台作製し設置する。

ウ 緑葉帯は、中心から左右へ 3.7mの位置で舞台前方に折り曲げ、中心から 6.5mの位置で前方に 0.9m突出する形状とする。

エ 緑葉帯の前面、上部及び側面に菊花による装飾（以下「菊花帯」という。）を作成する。菊花帯は、緑葉帯の中心から左右各々3.1mまでの間においては高さを同じ 1.6mとする。中心から左右に 4.4mの位置では高さを 2.0mとし、3.1mから 4.4mの位置まではゆるやかな傾斜とする。緑葉帯の両側（中心から左右 6.5mの位置）では高さ 0mとし、4.4mの位置から各両端まで傾斜とする。

オ 装飾に使用する菊は、中輪菊（花 6 cm、長さ 50 cm）を使用し、中央部分を黄菊とし、両側に行くに従い白菊となるよう色味をぼかす。

(7) 菊花籠

ア 特設台の両脇に菊花籠を 2 個設置する。

イ 菊花籠は高さ 0.8mの台上に設置し、全体の高さを 2.1m、横幅 1.5mとする。

(8) 献花用大輪菊

ア 式典における献花用の菊花として大輪菊（花 7 cm、長さ 40 cm）400 本を配置する。

イ 献花用の菊花は、メインアリーナ内の白布で覆った花台の上に配置し、さらにその上を白布で覆う。

ウ 菊花は式典中に正常な品質を確保することとし、式典当日の 10:00 までに配置すること。

(9) 式典会場の飾り付け

ア メインアリーナの舞台後端上に、大黒幕（幅 18m、高さ 9.0m）を 1 枚、舞台の後方に後袖幕（幅 36m、高さ 5.4m）を 1 枚設置する。使用する材質は、防災仕様のものとする。

イ 大黒幕の中央上部に、横一文字看板（北海道戦没者追悼式 横 10.2m、縦 1.2m）を 1 枚設置する。また、横一文字看板の中央下部に、国旗及び道旗の看板（横 2.7m、縦 1.8m）を各 1 枚設置する。

ウ メインアリーナの 1 階席前面部及び舞台前面（合計 200m 間）に鯨幕（灰色／白色 180 cm幅）を設置する。使用する材質は防災仕様のものとする。

エ メインアリーナ内に広告看板がある場合は白幕を設置する。（白幕は式典会場の運営事業者等から貸与）

オ メインアリーナの特設台上に、献花台（幅 3.6m、奥行き 0.45m、高さ 0.75m）を 1 台及び遺族向け献花台（幅 1.8m、奥行き 0.45m、高さ 0.75m）を 2 台設置する。なお、各献花台は白布で覆う。

カ メインアリーナ内の演台（舞台上 1、司会用 1）、机（知事用 1、部長等用 1、司会補助用 1、花台 4、記者席 4、その他 2）及び式典会場内の受付等の机（会議用机 15 台程度）を白布で覆う。なお、白布及び白布の固定具は委託者が準備する。

キ 式典会場及び式典会場敷地内に別紙「立看板等設置内容一覧」により立看板及び紙製案内看板を設置する。

(10) 式典終了後の舞台等の撤去、標柱の養生及び式典会場の現状復旧

ア 式典終了後、会場整備事業者と連携して特設台、緑花帯、菊花帯、登台、階段、大黒幕、後袖幕、鯨幕等を解体及び撤去する。

イ メインアリーナ内の広告看板に白幕を設置した場合は、それを撤去し、式典会場の運営事業者等に返却する。

ウ メインアリーナ内の演台、机及び式典会場内の受付等の机の白布を取り外し、固定具とともに委託者に返却する。

エ アからイの撤去が終了後に清掃を行い、現状復旧の確認を行う。

4 健康・衛生管理

- (1) 業務処理責任者は、式典会場の入場前に作業員全員の健康チェック等を行い、発熱など体調不良の作業員が確認された場合は、作業を担当させないこと。
- (2) 委託業務により発生したゴミは、式典会場の運営事業者の取り決めに従い適切に廃棄すること。また、作業員が使用したマスクや食事等で発生したゴミは、式典会場内に廃棄せず持ち帰って適切に廃棄すること。

5 業務処理計画書

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、委託者と協議を行った上で、次の項目を明記した業務処理計画書（別記1号様式）を提出し、委託者の承認を求めるものとする。
 - ア 業務処理日程
 - イ 業務を実施する人工数
 - ウ 作業責任者の職氏名
 - エ 作業する車両の種類、車両ナンバー及び入退場日時
 - オ その他業務の実施にあたり必要な事項
- (2) 受託者は、(1)の承認後、業務処理計画書の内容に変更の必要があると認める場合は、変更計画書を提出し、委託者に承認を求めるものとする。

6 実績報告書

受託者は、委託業務を完了したときは実績報告書（別記2号様式）を提出するものとする。

7 再委託について

- (1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。
 - ア 次の事項を記載した書面
 - (ア) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
 - (イ) 再委託する業務の範囲
 - (ウ) 再委託する理由及びその必要性
 - (エ) 再委託の契約金額
 - (オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制
 - (カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況
 - イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書
- (2) 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。
- (3) 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明

と理解を得るものとする。

- (4) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

8 その他

この要領に定めのない事項については、委託者の指示によるものとする。

(別紙)

立看板等設置内容一覧

委託業務処理要領3の(9)のキに記載の式典会場及び式典会場敷地内に設置する立看板及び紙製案内看板は、次のとおりとする。

	内容	大きさ	設置場所	数量	材質等
1	北海道戦没者追悼式	横 0.9m 縦 2.7m	別に指示する場所	1	自立式
2	北海道戦没者追悼式 ※参列者の受付場所には足下の誘導線に沿ってお進みください。	横 0.45m 縦 1.8m	別に指示する場所	2	紙製
3	北海道戦没者追悼式 遺族受付	横 0.45m 縦 1.2m	別に指示する場所	1	紙製
4	北海道戦没者追悼式 来賓受付	横 0.45m 縦 1.2m	別に指示する場所	1	紙製
5	遺族受付 (札幌市・空知・石狩・後志・胆振・日高)	横 1.2m 縦 0.45m	別に指示する場所	2	紙製
6	遺族受付 (渡島・檜山・上川・留萌・宗谷・オホーツク・十勝・釧路・根室)	横 1.2m 縦 0.45m	別に指示する場所	2	紙製
7	報道機関受付、国会議員受付、 道議会議員受付	横 1.2m 縦 0.45m	別に指示する場所	計 4	紙製
8	遺族受付 こちらにお進みください。	横 0.45m 縦 1.2m	別に指示する場所	1	紙製
9	来賓受付 こちらにお進みください。	横 0.45m 縦 1.2m	別に指示する場所	1	紙製
10	(「事務局」等、別に指示する内容)	横 0.45m 縦 1.2m	別に指示する場所	計 15 ~20	紙製
11	(着席位置を示す看板：別に指示する内容)	幅 0.42m 高さ 1.1m	別に指示する場所	計 30	紙製/ 立て札

※ 屋外に貼付する紙製案内看板は、防水性のある紙を使用すること。